

(様式1)

受付印

市町村民税 道府県民税 森林環境税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

8

京都府宇治市長

令和

1

提

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒 <input type="text"/>	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、					
	名前	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	月割額	円	を	<input type="text"/>	月分		
	名称	法人番号	<input type="text"/>	(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。							
	フリガナ	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	<input type="text"/>							
		納入書の有無 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	番号を記入 ←							
			<input checked="" type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要							

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="text"/>	1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (<u>(ウ)</u> と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/>
-------------------------------	--	----------------------------------	---	---------------------------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
 ← 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収 処理欄	7年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の 月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の 月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 異動により給与等を支給しなくなった場合、本書とは別に、翌年の1月31日(十日の場合は、2月第1日曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。